

モデル・コア・カリキュラム改訂に関する「連絡調整委員会」(第3回)

薬学教育の動向について

文部科学省高等教育局医学教育課



薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂の概要

(平成25年12月25日改訂)

○従前のモデル・コアカリキュラム

日本薬学会が「薬学教育モデル・コアカリキュラム」(H14.8)を作成し、文部科学省の協力者会議が「実務実習モデル・コアカリキュラム」(H15.12)を作成。

○改訂の体制

- ・文部科学省の「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」が改訂を決定。
- ・検討会の審議を踏まえ「薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂に関する専門研究委員会」が改訂の原案・方針等を作成。
- ・具体的なモデル・コアカリキュラムの作成は日本薬学会に委託。

※上記三者が連携して改訂作業を実施。

○改訂の基本方針

- ・6年制学部・学科の学士課程教育に特化した内容とする。
- ・現在の「薬学教育モデル・コアカリキュラム」及び「実務実習モデル・コアカリキュラム」の二つを関連づけて一つのモデル・コアカリキュラムとして作成する。
- ・薬剤師として求められる資質を明確にし、その資質を身につけるために学ぶという形に変更する。

○改訂のポイント

・医療人である「薬剤師として求められる基本的な資質」を設定。

- ①薬剤師としての心構え、②患者・生活者本位の視点、
③コミュニケーション能力、④チーム医療への参画、
⑤基礎的な科学力、⑥薬物療法における実践的能力、
⑦地域の保健・医療における実践的能力、
⑧研究能力、⑨自己研鑽、⑩教育能力

・「基本的な資質」を前提とした学習成果基盤型教育

(outcome-based education)に力点を置き、「基本的な資質」を身につけるための一般目標(GIO)を設定し、GIOを達成するための到達目標(SBO)を明示。

- 大項目：A基本事項、B薬学と社会、C薬学基礎、
D衛生薬学、E医療薬学、F薬学臨床、G薬学研究

・医療人としての薬剤師を養成するため「A基本事項」、「B薬学と社会」を充実。学生は6年間継続して学修。

・「F薬学臨床」は今後の薬剤師業務の進歩を想定し大幅に見直し。他の大項目は「F薬学臨床」と体系的に関連づけて教育できるよう見直し。

・教育課程の時間数の7割はモデル・コアカリキュラムに示された内容を、3割は大学独自のカリキュラムを履修。

平成27年度から各大学において改訂モデル・コアカリキュラムに基づく新たな教育を開始 2

薬剤師として求められる基本的な資質

豊かな人間性と医療人としての高い使命感を有し、生命の尊さを深く認識し、生涯にわたって薬の専門家としての責任を持ち、人の命と健康な生活を守ることを通して社会に貢献する。
6年卒業時に必要とされている資質は以下のとおりである。

(薬剤師としての心構え)

医療の担い手として、豊かな人間性と、生命の尊厳についての深い認識をもち、薬剤師の義務及び法令を遵守するとともに、人の命と健康な生活を守る使命感、責任感及び倫理観を有する。

(患者・生活者本位の視点)

患者の人権を尊重し、患者及びその家族の秘密を守り、常に患者・生活者の立場に立って、これらの人々の安全と利益を最優先する。

(コミュニケーション能力)

患者・生活者、他職種から情報を適切に収集し、これらの人々に有益な情報を提供するためのコミュニケーション能力を有する。

(チーム医療への参画)

医療機関や地域における医療チームに積極的に参画し、相互の尊重のもとに薬剤師に求められる行動を適切にとる。

(基礎的な科学力)

生体及び環境に対する医薬品・化学物質等の影響を理解するために必要な科学に関する基本的知識・技能・態度を有する。

(薬物療法における実践的能力)

薬物療法を主体的に計画、実施、評価し、安全で有効な医薬品の使用を推進するために、医薬品を供給し、調剤、服薬指導、処方設計の提案等の薬学的管理を実践する能力を有する。

(地域の保健・医療における実践的能力)

地域の保健、医療、福祉、介護及び行政等に参画・連携して、地域における人々の健康増進、公衆衛生の向上に貢献する能力を有する。

(研究能力)

薬学・医療の進歩と改善に資するために、研究を遂行する意欲と問題発見・解決能力を有する。

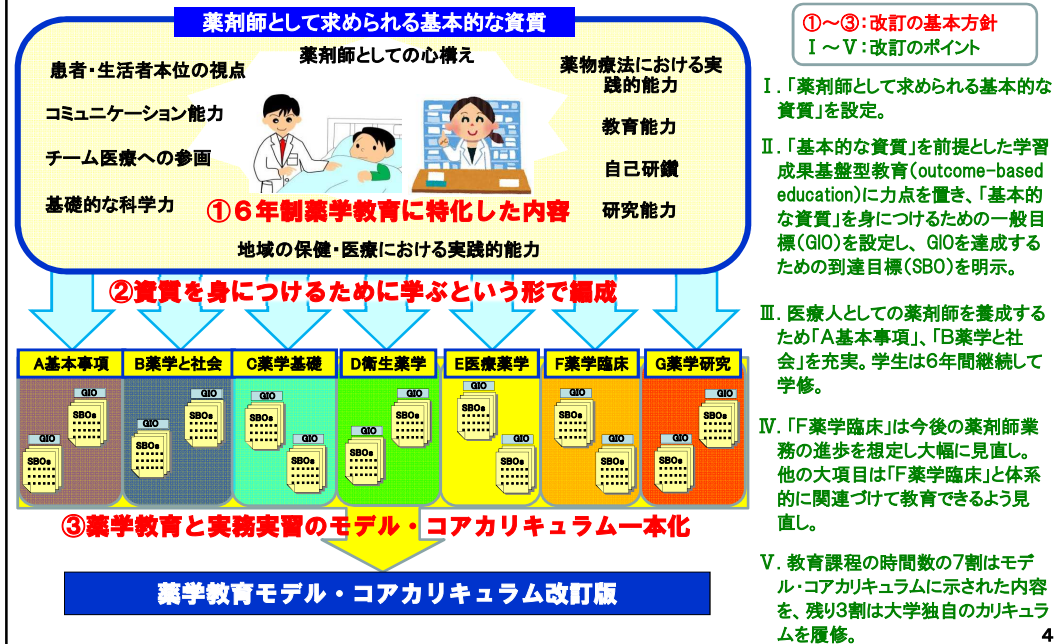
(自己研鑽)

薬学・医療の進歩に対応するために、医療と医薬品を巡る社会的動向を把握し、生涯にわたり自己研鑽を続ける意欲と態度を有する。

(教育能力)

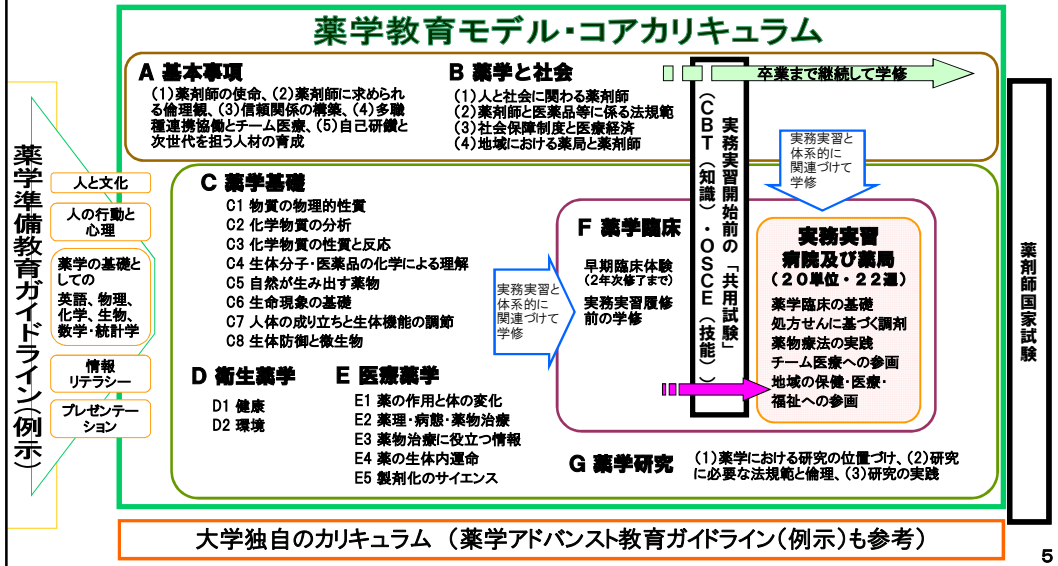
次世代を担う人材を育成する意欲と態度を有する。

コアカリキュラム改訂の基本方針とポイント

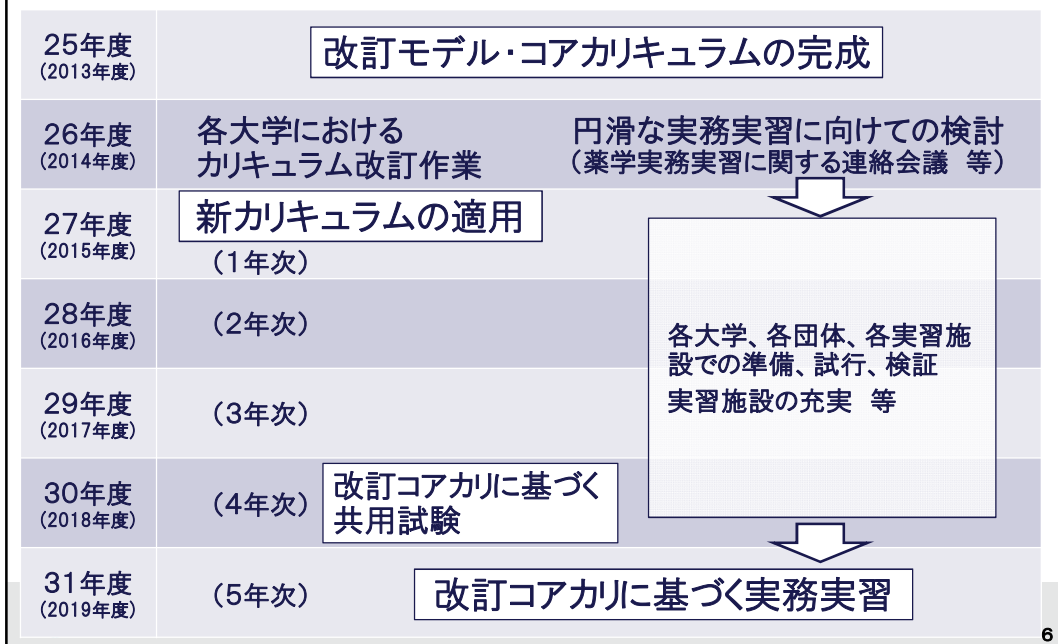


薬学教育モデル・コアカリキュラム(平成25年12月改訂、27年度から実施)

- ・6年制薬学部のカリキュラム作成の参考となる教育内容ガイドラインであり、学生が卒業までに身に付けておくべき必須の能力の到達目標を提示
- ・「薬剤師として求められる基本的な資質」を設定し、それを身につけるための一般目標、到達目標を設定する学習成果基盤型教育(outcome-based education)に力点
- ・教育課程の時間数の7割はモデル・コアカリキュラムに示された内容を、3割は大学独自のカリキュラム等を履修



今後のスケジュール



薬学実務実習に関する連絡会議

1. 目的

改訂コアカリに基づく薬学実務実習の在り方、実施体制等の大枠や方針について、関係機関間の調整を図るとともに、各機関の役割や検討事項を明確化し、薬学実務実習の実施に向けて各機関の取組へと引き継ぐことを目的として、協議の場を設ける。

2. 検討事項

- (1)改訂コアカリに基づく薬学実務実習の在り方
- (2)改訂コアカリに基づく薬学実務実習の実施に向けた準備状況の確認
- (3)薬学実務実習に関するガイドラインの検証と改訂
- (4)その他、必要な事項

3. 会議の構成

国公立薬学部長会議、日本私立薬科大学協会、日本病院薬剤師会、日本薬剤師会、厚生労働省、文部科学省、薬学教育協議会、日本薬学会教育委員会、文科省コアカリ専門研究委員会、大学関係者で構成。

4. 実施期間

平成25年11月8日から平成31年3月31日までとする。

※平成26年11月18日開催の新薬剤師養成問題懇談会（新六者懇）において一部改正 7

「薬学実務実習に関するガイドライン」

(平成27年2月10日 薬学実務実習に関する連絡会議)

<経緯>

薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成25年度改訂版）に基づく実務実習の在り方、実施体制等について、大学、職能団体等の薬学関係者で検討を行い、改訂コアカリに準拠した平成31年から開始される実務実習を実施するための指針としてガイドラインを作成。

改訂コアカリに基づく実習の実現に向けた課題

- ◆改訂コアカリに基づいた実習の在り方の明確化
- ◆各達成目標を病院実習と薬局実習を区別せず一本化したことへの対応
- ◆改訂コアカリで強化された内容(薬物療法、チーム医療、地域医療等)への対応

ガイドラインの主なポイント（課題への対応）

【実習の在り方・目標】

- ◆病院実習と薬局実習の一貫性を確保し学修効果を高めるとともに、参加・体験型学習を進め、薬剤師業務の意義や実践的な臨床対応能力を身に付ける実習を行う。

【実習の枠組み】

- ◆病院実習と薬局実習を連続して行うこととし、全ての学生が連続して行えるよう枠組みを見直す。
(3期制 → 4期制)

【大学、実習施設、指導薬剤師への指針】

- ◆大学は実習の質の担保に主導的役割を果たす。
- ◆実習施設及び指導薬剤師は強化された内容を実施するための環境整備、実習計画の作成を行う。

今後の取組

- 大学、実習施設、関係団体における準備と毎年度の検証、ガイドラインの検証と改訂
- 実習施設の状況の確認
- 実習施設の要件の見直し
- 全ての学生が連続した実習を行えるよう、施設割り振り方法等の検証・見直し

薬学教育評価（第三者評価）について

概要

- 薬学教育評価機構において、薬学教育の「専門分野別評価」を実施。
- 6年制薬学教育プログラムを評価し、その結果を各薬科大学・薬学部へフィードバック。

薬学教育評価機構の目的

我が国における薬学教育機関の教育の質を保証するために、薬学教育プログラムの公正かつ適正な評価等を行い、教育研究活動の充実・向上を図ることを通して、国民の保健医療、保健衛生、ならびに福祉に貢献することを目的とする。

正会員

全薬科大学・薬学部
日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、日本薬学会

評価基準

| | | |
|--------------------------------|--------------------|------------------|
| 教育研究上の目的 | 5 実務実習 | 9 学生の支援 |
| 1 教育研究上の目的 | (5-1)実務実習事前学習 | (9-1)修学支援体制 |
| 薬学教育がカリキュラム | (5-2)薬学共用試験 | (9-2)安全・安心への配慮 |
| 2 カリキュラム編成 | (5-3)病院・薬局実習 | 教員組織・職員組織 |
| 3 医療人教育の基本的内容 | 6 問題解決能力の醸成のための教育 | 10 教員組織・職員組織 |
| (3-1)ヒューマンズ教育・医療倫理教育 | (6-1)卒業研究 | (10-1)教員組織 |
| (3-2)教養教育・語学教育 | (6-2)問題解決型学習 | (10-2)教育研究活動 |
| (3-3)薬学専門教育の実施に向けた準備教育 | 学生 | (10-3)職員組織 |
| (3-4)医療安全教育 | 7 学生の受入 | 学習環境 |
| (3-5)生涯学習の意欲醸成 | 8 成績評価・進級・学士課程修了認定 | 11 学習環境 |
| 4 薬学専門教育の内容 | (8-1)成績評価 | 外部対応 |
| (4-1)薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育内容 | (8-2)進級 | 12 社会との連携 |
| (4-2)大学独自の薬学専門教育の内容 | (8-3)学士課程修了認定 | 点検 |
| | | 13 自己点検・評価 |

沿革等

| | |
|----------|--|
| 平成16年 | 中央教育審議会答申(H16.2.18) 「薬学教育については、(略)早急に第三者評価を実施するための体制が整備される必要」 |
| 平成19年 | 薬剤師養成のための薬学教育実務実習の実施方法について(H19.5厚生労働省) 「第三者評価によって各大学において質の高い薬学教育が行われていることを客観的に確認する必要」 |
| 平成20年12月 | 一般社団法人薬学教育評価機構設立 |
| 平成23年度 | トライアル評価 3大学 |
| 平成25年度 | 本評価開始 3大学 |
| 平成26年度～ | 74学部が7年に一度評価を受けられるよう、1年当たり10校程度ずつ実施 |